

議案第117号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障がい児通所給付費に係る債権3件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 障がい児通所給付費の返還に係る債権
- 3 放棄する債権の額 下記の表の障がい児通所支援を利用した期間欄に掲げる期間に係る同表の債権の額欄に掲げる金額の合計金337,822円

	障がい児通所支援を利用した期間	債権の額
1	令和3年1月から同年12月まで	金103,402円
2	令和3年3月から令和4年2月まで	金103,035円
3	令和3年9月から令和4年8月まで及び同年9月から令和5年5月まで	金131,385円

- 4 放 棄 の 理 由 債務者らが利用した障がい児通所支援に係る利用者負担額について、本市が負担上限額を誤って過少に算定したことにより、債務者らに対し障がい児通所給付費を過大に支給することとなったが、本市が債務者らに対し誤った負担上限額を通知したことにより債務者らに錯誤を生じさせていたという事情を考慮すると、当該利用者負担額のうち当該錯誤により増加したと認められる利用実績に係る部分については、債務者らの負担としないことについてやむを得ない事情があると認められるため

令和6年3月1日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

債務者らに対する障がい児通所給付費の返還に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。